2026年3月16日
九州７県「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」

資料５

九州の農産物物流について

九州農政局　経営・事業支援部　食品企業課

目次

１．農産物物流の現状と2030年に向けて

２．九州の農産物物流について

３．農林水産省の支援

４．関連法律について

1. 農産物物流の現状と2030年に向けて

2024年度は、積載効率の向上が進む一方、荷待ち・荷役時間は横ばい

【第１回　総合物流施策大綱検討会（令和７年５月８日）資料より】

○　**物流の「2024年問題」**については、2023年６月に関係閣僚会議で決定された「政策パッケージ」に基づく官民での取組の成果等により、2025年度に入ってからも**物流の機能を維持できている。**

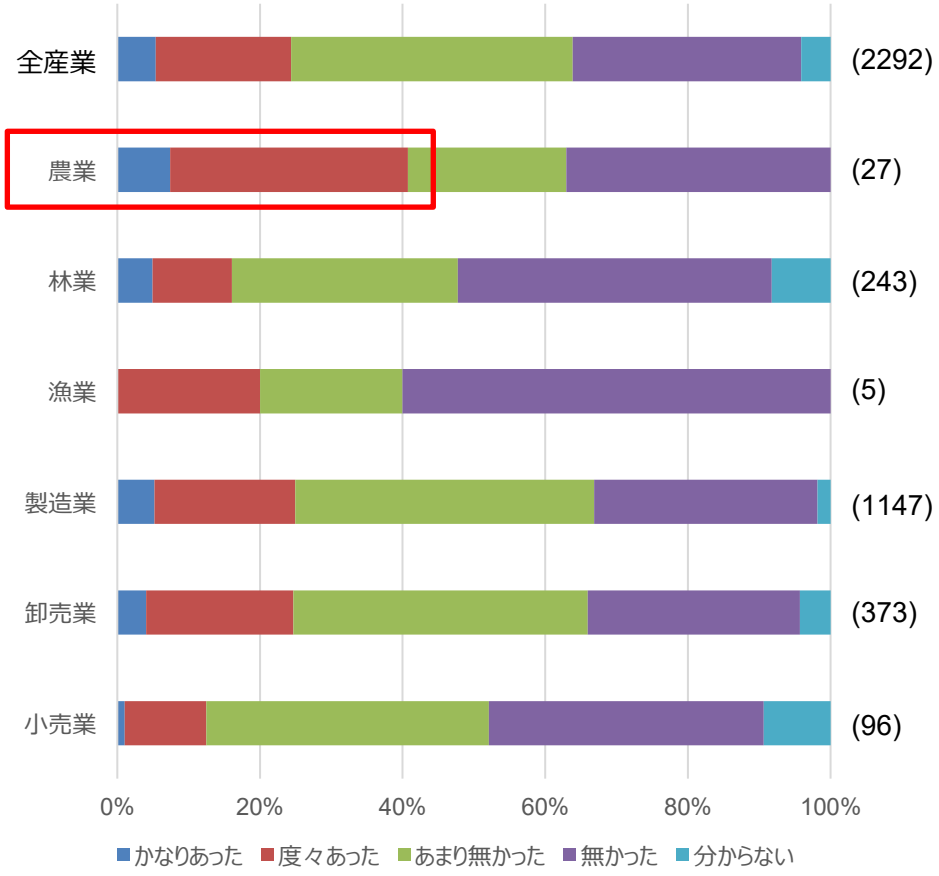
	2024年度			2030年度
	試算※	実績	施策による効果等の考え方	試算
必要輸送力	**100**	**100**		**100**
施策なしケース	**▲14**	**▲14**		**▲34**
施策による効果等	**＋14.5**	**＋13.6**		**+34.6**
うち荷待ち・荷役の削減	+4.5	+0.0	2020年から2024年にかけて、トラックドライバーの荷待ち・荷役時間は約３時間のまま横ばい。	+7.5
積載効率向上	+6.3	+8.6	2024年４月から11月までの輸送ﾄﾝｷﾛ／能力ﾄﾝｷﾛを合計した積載効率（輸送ﾄﾝｷﾛ／能力ﾄﾝｷﾛ）41.3%を反映。	+15.7
モーダルシフト	+0.7	+1.3	2022年度の鉄道の輸送量（165億ﾄﾝｷﾛ）と内航海運の貨物輸送量（388億ﾄﾝｷﾛ）の合計値（553億ﾄﾝｷﾛ）を反映。	+6.4
再配達削減	+3.0	+0.9	2024年10月時点の再配達率10.2%を反映。	+3.0
その他の取組（トラック輸送力拡大等）		+1.4	2024年度の試算に織り込んでいなかった高速道路のトラック速度規制の引上げによる効果を反映。	+2.0
貨物輸送量の変化等		+1.4	2019年から2023年にかけての営業用トラックの貨物輸送量の変化（2019年：28.4億トン、2023年：25.1億トン）等を反映。	

※NX総研試算

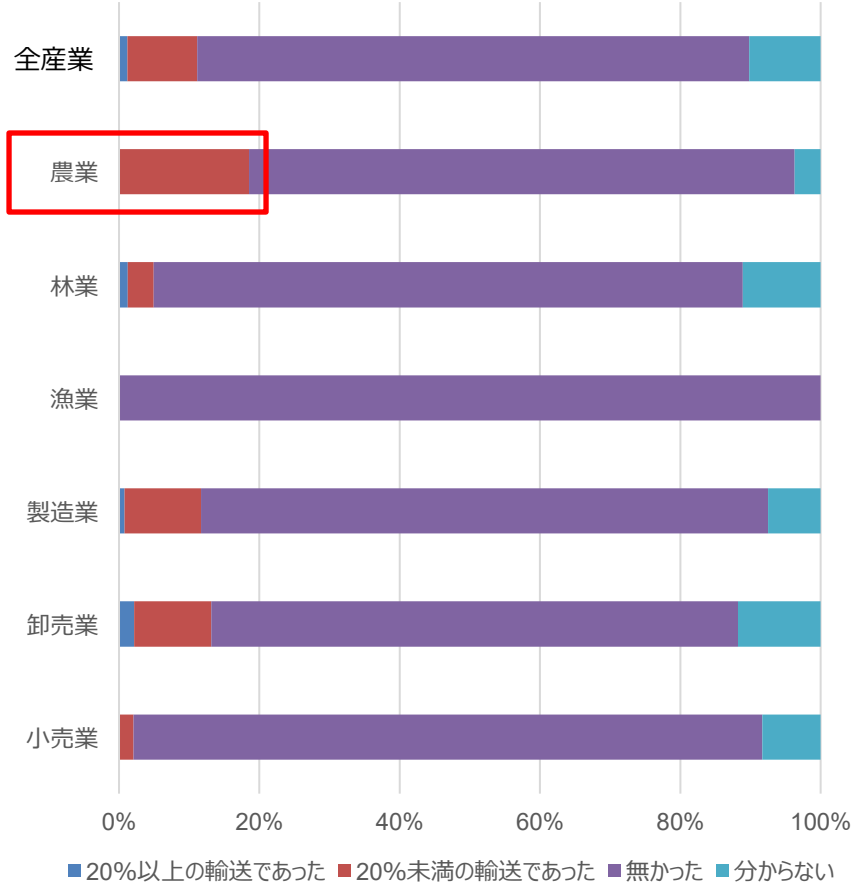
農業分野の荷主は輸送能力不足の実感が顕著

○　回答者数は限られるが、2025年１月の輸送状況について、**農業分野の荷主**において、**輸送能力不足を実感した場面が「かなりあった」「度々あった」**という回答は**約４割**を占め、全産業平均より高い。
○　**輸送を断られた**ことがあったという回答が、**全産業総計で約１割**を占め、引き続き物流効率化の取組が必要。

【輸送能力不足の実感】



【輸送を断られたことがあるか】



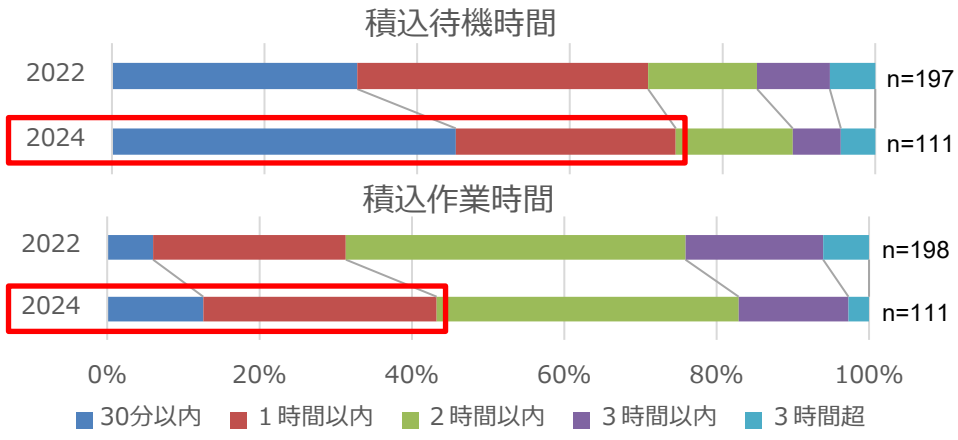
出典：年度末の輸送能力不足に関する実態調査（経済産業省・農林水産省から荷主に対し、業界団体経由でwebアンケートへの回答を依頼）に基づき農林水産省作成

産地・卸売市場の荷待ち時間等は改善傾向、パレット化は道半ば

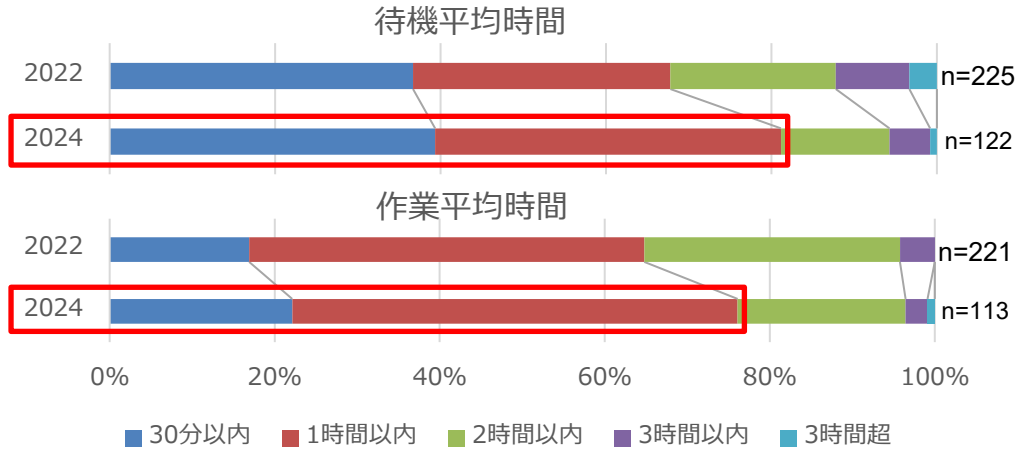
○　青果物を扱うトラックドライバー向けアンケートでは、**2024年は2022年比で**、産地における積込待機・作業時間、卸売市場における待機・作業時間、**いずれも１時間以内が増加**。

○　同アンケートでは、**パレット積みの割合はほぼ変わらない**との結果。回答者の**７割以上が、荷主に求めることとしてパレット化を選択**。

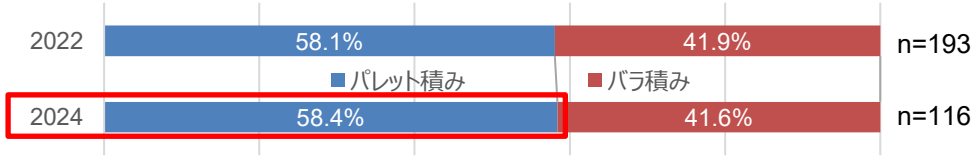
【産地における待機・作業時間】



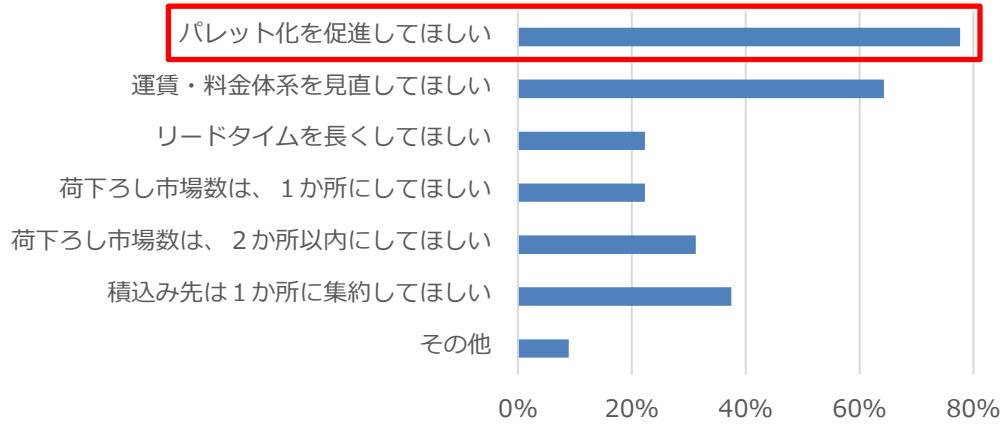
【卸売市場における待機・作業時間】



【パレット積みとバラ積みの割合】



【発荷主への要望】



※2022年と2024年で回答者の数や地域等の傾向が異なることには留意が必要

トラック事業者への調査で違反原因行為※は減少傾向だが、食品分野の割合が高い

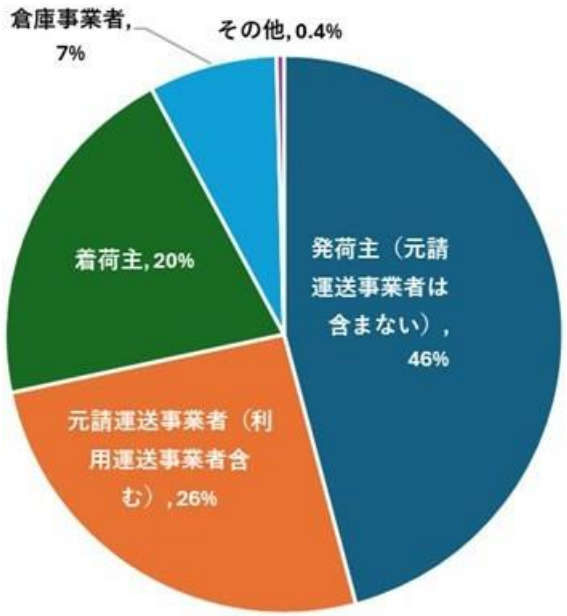
◆ Ｒ７年８～９月にかけて、全トラック事業を対象にした調査結果は以下のとおり。

○ 調査対象事業者数：約６万社

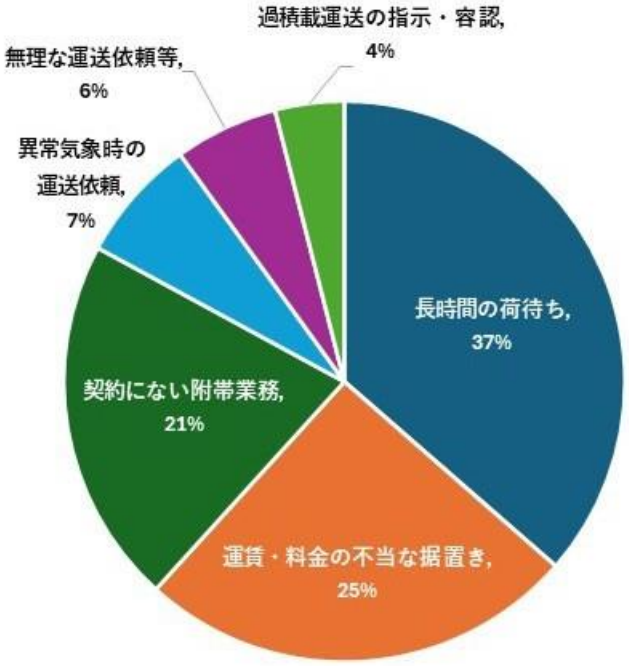
○ 回答数：２１，０４８件（Ｒ６：２４，１５９件）　※同一事業者からの複数回答を含む。
うち、違反原因行為があったと回答した件数：２，００７件（Ｒ６：３，３０８件）

○ 昨年度調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少傾向ではあるが、依然として、食品・食料品の占める割合は多い。

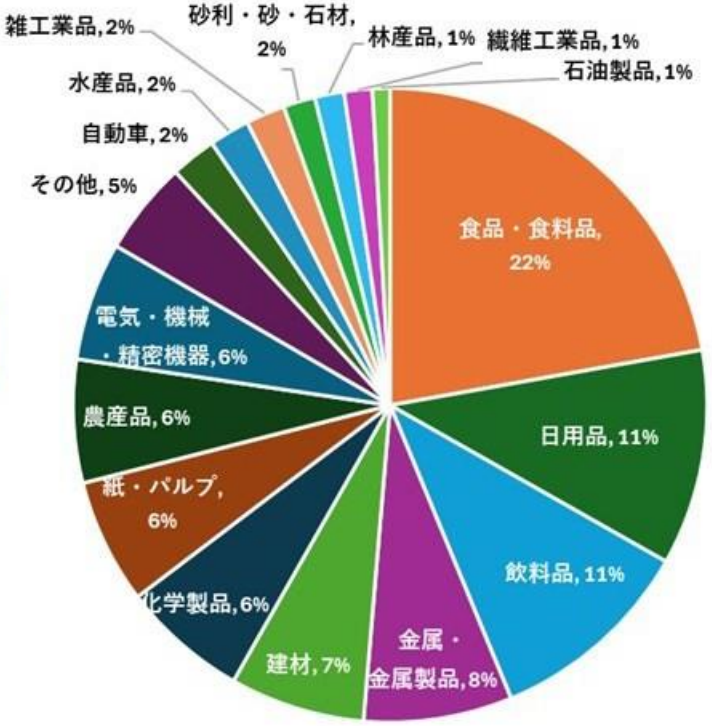
1. 違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



2. 違反原因行為の割合



3. 違反原因行為ありの回答における輸送品目（複数回答）



物流事業者との取引の公正化に関する注意喚起は、協同組合・食品産業で多い

○　公正取引委員会では、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づく物流特殊指定を告示し、**「荷主と物流事業者との取引に関する調査」**を継続的に実施。

○　2024年度における調査結果を踏まえ、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった**荷主646社に対して注意喚起文書を送付**。最も送付が多かった業種は**「協同組合※」**。　※主に農産物、林産物及び水産物の販売事業等を営む協同組合

【注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳】

業種名		荷主数	割合
製造業(大分類)		303名	46.9%
	食料品製造業	49名	7.6%
	化学工業	39名	6.0%
	金属製品製造業	24名	3.7%
	プラスチック製品製造業	22名	3.4%
	鉄鋼業	20名	3.1%
	その他	149名	23.1%
卸売業、小売業(大分類)		216名	33.4%
	飲食料品卸売業	66名	10.2%
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	53名	8.2%
	その他の卸売業	39名	6.0%
	機械器具卸売業	31名	4.8%
	その他	27名	4.2%
その他		127名	19.7%
	協同組合	70名	10.8%
	その他	57名	8.8%
合計		646名	100%

【注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳】

行為類型	件数（注1）	割合
不当な給付内容の変更及びやり直し（注2）	399 件	53.4%
（うち、荷待ちに関するもの）	(372 件)	(49.8%)
代金の支払遅延	118 件	15.8%
買いたたき	96 件	12.9%
不当な経済上の利益の提供要請	59 件	7.9%
代金の減額	44 件	5.9%
割引困難手形の交付	25 件	3.3%
その他	6 件	0.8%
合計	747 件	100%

（注１）複数の行為類型で注意喚起文書の送付を受けた荷主が存在するため、合計の件数は左表の荷主数646名とは一致しない。
（注２）同一回答者が、荷待ちとともに、荷待ち以外の不当な給付内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更及びやり直しに該当しているものがある。

出典：公正取引委員会プレスリリース資料（令和７年６月24日）

独占禁止法上の問題につながるおそれのある主な事例

【農林水産省所管分野の荷主に対する注意喚起案件事例として公表されているもの】

○ 不当な給付内容の変更及びやり直し

・ 荷主は、物流事業者に対し、定期便として発注した運送業務を集配送当日にキャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した車両の手配に要した費用を支払わなかった。（R6年度・飲食料品卸売業）

・ 荷主は、物流事業者に対し、自組合の選果場から自組合の小売店舗までの農作物の運送を委託しているところ、当該物流事業者との間であらかじめ取り決めていた出発時間について、選果場における突然の設備故障のため一方的に遅らせる変更をしたが、その変更に伴い物流事業者が負担した追加費用（待機中の運転手の人件費等）を支払わなかった。（R6年度・協同組合）

○ 買いたたき

・ 荷主は、物流事業者に対し、自社工場から自社が運営する飲食店舗までの食材等の運送を委託しているところ、労務費等のコスト上昇局面にあることを認識しながら、物流事業者から、運賃の引上げを要請されなかったため、労務費等のコスト上昇分の反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく運賃を据え置いた。（R6年度・飲食店）

・ 荷主は、農産物の運送を委託するに際し、物流事業者がコスト上昇分について運賃の引上げを求めたにもかかわらず、自己の予算を理由に、協議することなく一方的に運賃を据え置いた。（R4年度・協同組合）

取引の相手方から運賃等の見直しの交渉を求められた場合は、**協議**を行っていただき、**受け入れない場合はその理由を書面、電子メール等で回答**して説明する必要がある。

近年の関係法令整備

物流効率化法（物資の流通の効率化に関する法律）

（１）**全ての荷主**に対して、①**積載効率の向上等**、②**荷待ち時間の短縮**、③**荷役等時間の短縮**の**努力義務**がかかります。
※令和７年４月１日施行
（２）**一定規模以上（年間取扱貨物重量９万t以上）の荷主**に対して、①届出、②**中長期計画**の提出、③**物流統括管理者**の選任・届出、④**定期報告**の提出が**義務付け**られます。
※令和８年４月１日施行

※貨物自動車運送事業者、倉庫業者等にも同様の措置

貨物自動車運送事業法

（１）荷主と貨物事業者運送事業者の間の**運送契約**の内容は、**書面で相互交付**する必要があります。※令和７年４月１日施行
（２）無許可事業者（いわゆる**白トラック**）**を利用した荷主**には、100万円以下の**罰金**が課されます。
※令和８年４月１日施行
（３）トラック事業者は、国土交通大臣が告示する**適正原価を継続的に下回る運賃**でサービス提供することが**禁止**されます。※改正公布（令和７年６月11日）から３年以内施行

※トラック・物流Gメンが荷主へも指導。

取適法（改正下請法：製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律）

（１）規制対象に発荷主から運送事業者への**運送委託の一部**が追加されます。
（２）禁止行為に**協議に応じない一方的な代金額の決定**が追加されます。
※令和８年１月１日施行

特定運送委託について

荷主において必要な対応

◎**運送契約の見直し**
運賃（運送の対価）と**料金**（附帯作業等の対価）は分けて設定する必要があります。また、**荷待ち時間**にも料金が発生します。

◎**物流の効率化**
物流効率化法に即し、①**積載効率の向上等**、②**荷待ち時間の短縮**、③**荷役等時間の短縮**に努めてください。くわえて、トラックドライバーの労働時間規制を遵守するため、**モーダルシフト**や**中継輸送**も検討ください。

流通合理化や価格形成を推進する制度

食料システム法（食品等の持続的な供給の実現に向けた食品等事業者の事業活動の推進及び取引の適正化に関する法律）

（１）**食品等事業者**（食品製造・卸売・小売業者、外食業者等）が行う、**流通の合理化**など、食品等の持続的な供給を実現するための事業活動に対し、金融・税制等の**支援措置**を講じます。
※令和７年10月１日施行

（２）農林漁業者・飲食料品等事業者に対し、**飲食料品等の取引における**２つの**努力義務**を課します。　※令和８年４月１日施行
①　持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して取引条件の**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
②　取引の相手方から**商慣習の見直し**等の**持続的な供給に資する取組の提案**があった場合、**検討・協力**

次期「総合物流施策大綱」の策定に向けた有識者検討会の開催

○ 2025年３月の関係閣僚会議における総理指示を踏まえ、**次期「総合物流施策大綱」の策定**のため、**国土交通省・経済産業省・農林水産省の３省合同の有識者検討会**をこれまでに９回開催。

■検討に当たって考えられる主な視点

【2030年度に想定される輸送力不足への対応】

・現行の政府計画の達成状況、施策効果等を踏まえた物流革新の新機軸の検討

・足元の経済動向や物流需要の変化等を反映した輸送力見通しの再検証

【国際競争力の強化】

・アジア諸国等の成長市場の物流需要を取り込むためのサプライチェーンの基盤強化

【災害等の有事への備え】

・緊急時の物資輸送ニーズに即応するための強靭な物流の構築・確保

■検討スケジュール

・以下のとおり有識者検討会を開催し、提言を取りまとめ。

・今後、有識者検討会の提言を基に、政府として、次期「総合物流施策大綱」を閣議決定予定

［開催状況］

令和７年５月８ 日	第１回目
６月13日	第２回目
７月10日	第３回目
７月28日	第４回目
令和７年８月21日	第５回目
９月19日	第６回目
11月21日	第７回目
令和８年１月30日	第８回目
２月26日	第９回目

■有識者検討会の構成員（◎：座長、○：座長代理）

大串　葉子	同志社大学大学院 教授
奥田　敏晴	城陽市長
奥山　理志	いすゞ自動車株式会社 経営業務部門SVP（Senior Vice-President）SVP 渉外担当役員
小野塚　征志	株式会社 ローランド・ベルガー パートナー
河田　守弘	一般社団法人 日本物流団体連合会理事長
神林　幸宏	全国農業協同組合連合会 常務理事
木藤　祐一郎	日本航空株式会社 執行役員貨物郵便本部長
栗林　宏吉	栗林商船株式会社 代表取締役社長
慶島　譲治	全日本交通運輸産業労働組合協議会 事務局長
河野　康子	一般社団法人 日本消費者協会 理事
小菅　泰治	ヤマト運輸株式会社 取締役会長
澤江　潔	一般社団法人経済団体連合会 ロジスティクス委員会企画部会長
首藤　若菜	立教大学経済学部 教授
白石　豊	三菱食品株式会社 執行役員ロジスティクス本部長
杉山　千尋	日本通運株式会社 代表取締役副社長
鈴木　又右衛門	太成倉庫株式会社 代表取締役社長
高岡　美佳	立教大学経営学部 教授
月野　美帆子	読売新聞東京本社編集局 デザイン部長
西成　活裕	東京大学大学院工学系研究科 教授
◎根本　敏則	敬愛大学 特任教授
服部　充宏	アスクル株式会社 取締役兼ロジスティクス本部配送ネットワーク統括部長
二村　真理子	東京女子大学現代教養学部 教授
○兵藤　哲朗	東京海洋大学流通情報工学科 教授
北條　英	公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 理事・JILS総合研究所 所長
堀　陽介	株式会社 R&Cながの青果 代表取締役社長
馬渡　雅敏	松浦通運株式会社 代表取締役社長
味水　佑毅	流通経済大学流通情報学部 教授
三宅　美樹	有限責任あずさ監査法人 テクニカル・ディレクター
森　信介	花王株式会社 執行役員SCM部門ロジスティクスセンター長
山本　浩喜	イオングローバルSCM株式会社 代表取締役社長
若林　亜理砂	駒澤大学法科大学院 教授

※物流関係の関係省庁・部局もオブザーバーとして参加。

農林水産物・食品の物流生産性向上の方向性

○ 2024年は大きな混乱なく経過したが、輸送力不足・輸送費上昇の実感は顕著。

○ 物流効率化法施行に加え、下請法改正及びトラック法改正も踏まえ、**物流効率化と取引適正化は喫緊の課題**。

○ **①パレット標準化、②デジタル化、③商慣習の見直し、④モーダルシフト・中継輸送**の取組を継続し、**積載効率の向上、荷待ち・荷役時間の短縮、長距離輸送削減**といった課題解決を通じて、**食品等の流通を確保**。

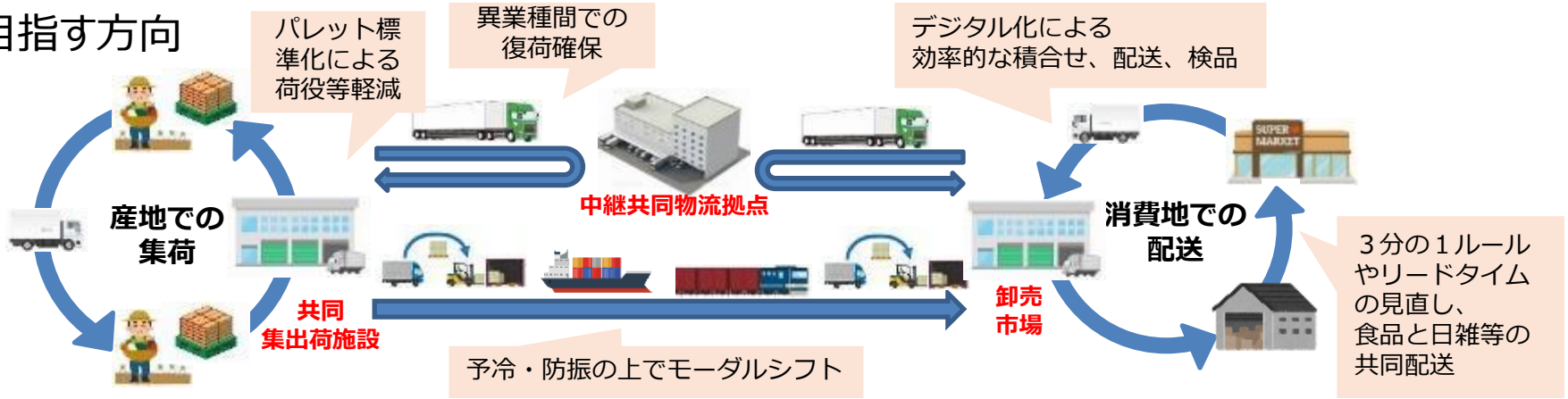
○ 2025年度～2030年度の重点取組事項

①パレット標準化	②デジタル化	③商慣習の見直し	④モーダルシフト・中継輸送
物理的阻害要因への対応	最適化・省力化に必要な情報の整備	発着連携の深化	物理的阻害要因への対応

積載効率の向上等／荷待ち・荷役時間の短縮／長距離輸送削減による輸送能力の確保

食品等の流通を確保し、食料・農業・農村基本計画等に基づく**農林水産施策を推進する基盤**とする

・目指す方向



2. 九州の農産物物流について

農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース

○各産地等への声に丁寧に対応していくため、省内の各品目・業界担当部署が参画する**「農林水産省物流対策本部」**を設置。
○「農林水産省物流対策本部」の下で、具体的な物流課題への対処を行うため、省内各部局庁の部長・審議官級と地方農政局次長、関係団体をメンバーとする**「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」**を設置。
○全国各地・各品目の関係者による取組の後押し、未だ取組が進まない現場での取組の掘り起こし等、**現場対応を一層強化**。

農林水産省物流対策本部

指揮

官民合同タスクフォース



相談窓口

連携

相談

物流に不安・課題を持つ
産地や食品事業者



現場での取り組み

・農林水産品・食品の物流問題に関する相談の受付
・現場へのTFメンバーの派遣
・物流問題にかかわる具体的な改善策の実施
・先進・優良事例の情報発信



農林水産品・食品物流問題相談窓口

物流上の課題や不安を抱えている事業者等の皆様からの相談を受け付ける**「農林水産品・食品物流問題相談窓口」**を本省及び地方農政局等に設置。

九州管内の相談窓口：九州農政局　経営・事業支援部　食品企業課
電話番号：096-300-6380　（月～金　8：30～17：15）
E-mail：butsuryu_sodan_kyushu☆maff.go.jp　（※メール送信の際は☆を@に変換して送信してください。）

○相談事項の例
・物流確保に向けた検討を始めたいが、現状を踏まえ、具体的にどのような対策が考えられるのか、助言が欲しい。
・他の地域、事業者の取組状況を知りたい。
・パレット化、モーダルシフト、中継輸送など物流改善に活用できる補助事業を知りたい。

九州の農産物物流の状況

2024年度～2025年9月までの管内の状況

・九州では地域や時期によってドライバー不足はあったが、運べないという状況ではなかった。
・各地域ではパレット化や中継拠点の活用を推進している。
・特に人手不足や事務の簡素化のためデジタル化に力を入れているが、高齢の生産者への電子機器操作のレクチャーや生産者、運送業者、市場の情報統一に課題がある。

調査概要

期間：令和7年12月～令和8年2月

対象：九州各県の荷主や物流事業者等

件数：18件

調査内容

- 積載効率の向上
- 荷待ち、荷役等時間の短縮
- モーダルシフト
- 物流契約の適正化
- 施設整備
- デジタル化
- その他

調査先（業種別）

	事業者数
JA	9
農業法人	1
卸売市場関係者	2
物流事業者	4
地方自治体	2

調査先（県別）

福岡県：3事業者
佐賀県：3事業者
長崎県：2事業者
熊本県：3事業者
大分県：1事業者
宮崎県：5事業者
鹿児島県：1事業者

各項目の現状

荷待ち・荷役等時間の短縮

・パレットへの積み替えはトラックドライバーと農協の荷受け担当が一緒に行っている。
・馬鈴薯やニンジンについてパレット輸送が開始。
・ブロッコリーなど一部品目ではレンタルパレットの導入も進んでいる。

物流契約の適正化

・運賃交渉について、協議の場は持てているが、値上げはできていない。
・運賃について、全農物流の協力会社も含めて年に1回交渉の場を設置。
・運送業者とは毎年運賃交渉を行っており、契約内容について附帯作業費の明確化も協議中。

デジタル化

・出荷作業の効率化に向けて、イチゴでnimaruJAを導入し、JA職員のデータ入力管理作業等の負担を軽減。
・生産者にスマホの使い方から教える必要があるため、nimaruJAの導入には時間を要する。
・業界でデータのデジタル管理を進めていくためには、等級などで品目ベースでの共通コードを作る必要があり時間がかかる。

令和6年青果物卸売市場調査（産地別）の概要

調査時期：令和6年1月1日～令和6年12月31日

調査対象：中央卸売市場に所在するすべての青果物卸売会社68社

調査品目：全国の中央卸売市場における主要50品目
（だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、たけのこ、れんこん、はくさい、みずな、こまつな、その他の菜類、ちんげんさい、キャベツ、ほうれんそう、ねぎ、ふき、うど、みつば、しゅんぎく、にら、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス、パセリ、きゅうり、かぼちゃ、なす、トマト、ミニトマト、ピーマン、ししとうがらし、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、実えんどう、そらまめ、えだまめ、かんしょ、ばれいしょ、さといも、やまのいも、たまねぎ、にんにく、しょうが、生しいたけ、なめこ、えのきだけ、しめじ、その他の野菜）

産地別の集計方法：野菜の50品目について、主要消費地域ごとに、産地別（輸入を除く。）・月別の卸売数量及び卸売価格を表章。

備考：統計表に掲載した産地都道府県は、青果物卸売市場に入荷した時点の荷主の居住する都道府県とした。

表１　主要消費地域一覧

主要消費地域	主要消費地域に含まれる都市
北海道	札幌市
東北	青森市・八戸市・盛岡市・仙台市・いわき市
仙台・盛岡	仙台市・盛岡市
関東	宇都宮市・東京都・横浜市・川崎市・静岡市・浜松市
京浜	東京都・横浜市・川崎市
北陸	新潟市・金沢市・福井市
東海	岐阜市・名古屋市
近畿	京都市・大阪市・神戸市・姫路市・大和郡山市・和歌山市
中国	岡山市・広島市
四国	徳島市・高松市・松山市・高知市
九州	宇部市[注)]・北九州市・福岡市・久留米市・長崎市・宮崎市・鹿児島市
北九州	宇部市・北九州市・福岡市・久留米市

注）宇部市中央卸売市場は、指定野菜価格安定対策事業における対象市場群の区分により九州とした。

出荷数量

・令和5年度と比較して令和6年度では産地からの出荷量が減少
→天候不良等に伴う収量不足が要因ではないか
・九州各県で見てみると福岡、鹿児島で出荷割合が増加。他県では減少。

主要消費地域別 / 産地	全国	
	数　量	向/生産量
	t	%
福　　岡	114,449	11.5%
佐　　賀	82,849	8.3%
長　　崎	203,991	20.4%
熊　　本	180,841	18.1%
大　　分	56,031	5.6%
宮　　崎	157,518	15.8%
鹿　児　島	203,793	20.4%
九　州　計	999,472	100.0%

令和5年青果物卸売市場調査（産地別）

主要消費地域別 / 産地	全国	
	数　量	向/生産量
	t	%
福　　岡	110,069	12.0%
佐　　賀	70,945	7.8%
長　　崎	178,941	19.6%
熊　　本	163,400	17.9%
大　　分	51,077	5.6%
宮　　崎	138,114	15.1%
鹿　児　島	202,286	22.1%
九　州　計	914,832	100.0%

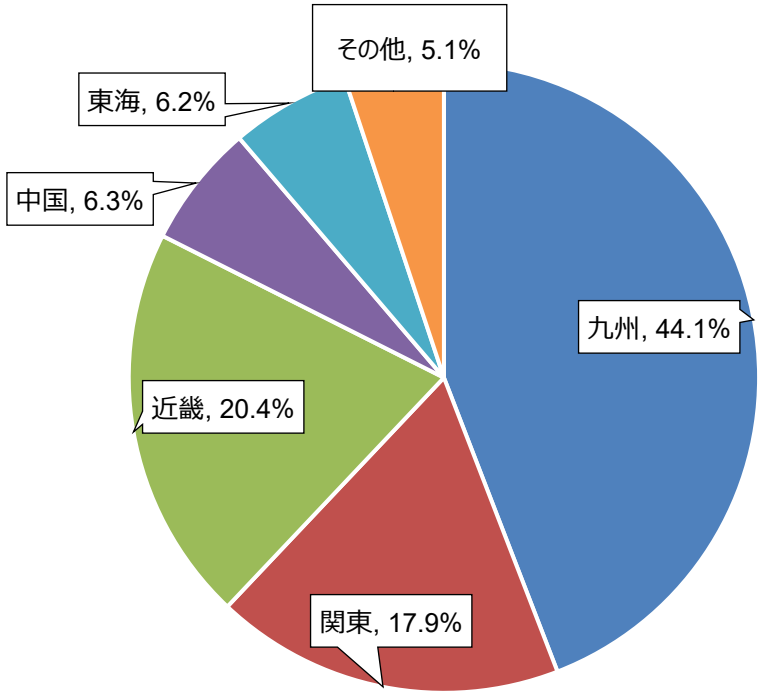
令和6年青果物卸売市場調査（産地別）

※向/生産量＝九州各県の数量/九州計

九州産野菜の出荷状況について（R5とR6の比較）

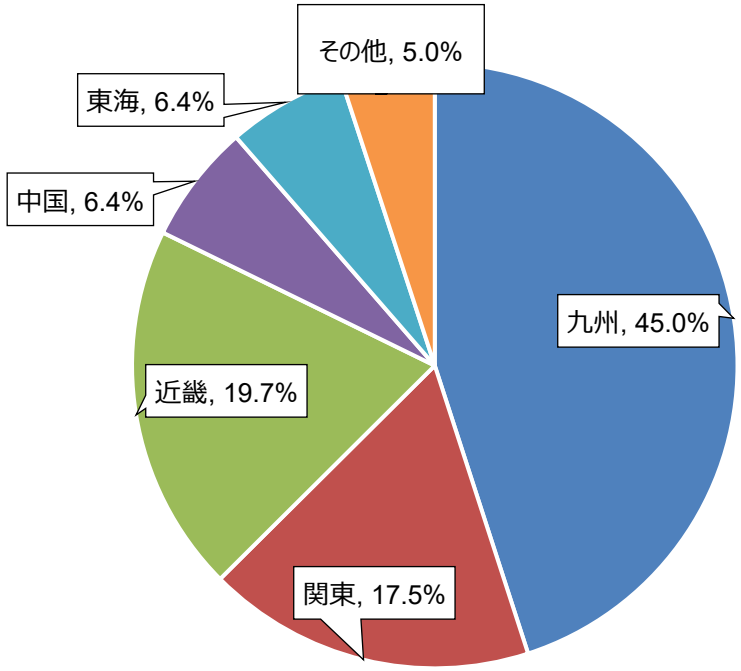
・関東、近畿などといった大消費地にも40%近く出荷
→2024年問題以降も遠方への出荷は維持できている一方、九州内への出荷も微増。
・引き続き大消費地へ安定して出荷を進めていくためには輸送モードの検討が必要。

R5 九州産野菜の出荷先（地域別）



令和5年青果物卸売市場調査（産地別）

R6 九州産野菜の出荷先（地域別）



令和6年青果物卸売市場調査（産地別）

※その他には北海道、東北、北陸、四国が含まれる。

3. 農林水産省の支援

25－1 物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通総合対策事業

令和８年度予算概算決定額　420百万円（前年度 120百万円）
〔令和７年度補正予算額　1,967百万円〕

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足への対応や、農業・食品産業基盤等の食料供給能力の確保のため、①**標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、ラストワンマイル配送**の取組、デジタル化や自動化・省人化に必要な**設備・機器等の導入等**、②**中継共同物流拠点の整備**を通じた流通の合理化や、③産地から港湾・空港までの**最適な輸送ルート・体制の構築や地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流の構築等**を推進し、国民の食料安全保障を確保します。

＜事業目標＞

流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（12.4%　［令和５年度実績］→10%［令和12年度まで］）等

＜事業の内容＞

1．持続可能な食品等流通対策事業　420百万円（前年度 120百万円）

標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

2．食品等物流合理化緊急対策事業　【令和７年度補正予算額】1,967百万円

① 物流生産性向上推進事業　973 百万円の内数

標準パレットの導入、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組や、物流の効率化に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

② 推進事業　973 百万円の内数

物流改善に取り組む者を対象に、産地等の課題に応じて**物流の専門家等を派遣する伴走支援等**を支援します。

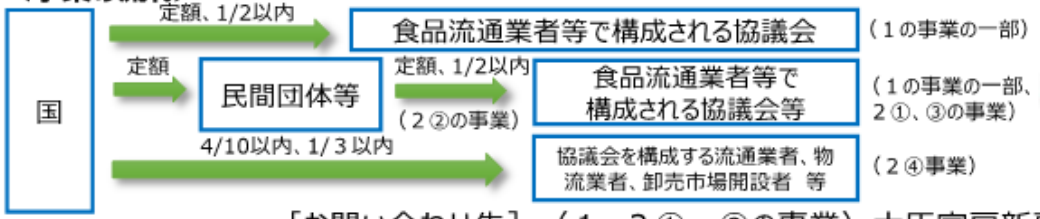
③ 輸出物流構築事業　973 百万円の内数

地方港湾・空港を活用した新たな輸出物流を構築する取組、デジタル化、自動化・省人化に必要な**設備・機器の導入等**を支援します。

④ 中継共同物流拠点施設緊急整備事業　994百万円

中継輸送、モーダルシフト等に必要となる**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



［お問い合わせ先］（１、２①～③の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（２④の事業）卸売市場室（03-6744-2059）

食料システム法計画認定制度の対象となる事業活動

- 食品等事業者（**食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者等**）は、食品等の持続的な供給に資する以下のいずれかの取組に関する計画を申請。農林水産大臣は認定基準を満たす場合は、その認定を行う
- 認定事業者は**金融・税制等上の総合的な支援・特例措置**を受けることが可能

認定基準
- ✓ 農林水産大臣の定める**基本方針に照らし適切なもの**であること
- ✓ 事業活動が確実に実施されると見込まれるものであること
- ✓ 農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に寄与するものであること　等

農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動（農林漁業者との連携可）
- 新たな産地との契約や原材料の国産切替に向けた設備の導入
- 契約先農家からの調達量拡大に向けた設備の導入　など



食品等の流通の合理化による措置により、食品等の流通の経費の削減、価値の向上又は新たな需要の開拓を図る事業活動
- 品質管理を高度化（低温管理等）する設備の導入
- 流通効率のため物流拠点を整備　など

環境への負荷の低減又は資源の有効利用を図る事業活動
- 食品製造過程での温室効果ガスや食品ロス削減に向けた設備の導入
- 脱プラスチックを図るための設備の導入　など

食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者による選択に資する情報の伝達を図る事業活動
- サステナビリティ情報を消費者に発信するためのディスプレイや電子ポップの整備
- カーボンフットプリントの算定に係るシステム整備　など

01~04に関連する技術の研究開発や事業再編（株式取得等）についても、認定を受けることが可能
（研究開発を行う場合、食品等事業者以外との連携可）
- 環境負荷低減事業活動に関連して行う、環境負荷の低い代替タンパク食品の開発（研究開発）
- 安定取引関係事業活動に関連して行う、地元農家と連携する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）　など

認定を受けた場合の特例措置（概要）

● 農林水産大臣の計画認定を受けた場合、**金融・税制を含む以下の幅広い特例措置**を受けることが可能

	項目	主な内容	備考
金融支援	日本政策金融公庫による長期低利融資（**食品等持続的供給促進資金**）	• 設備投資や事業再編を行う際、運転資金も含めて長期（10年超25年以内）かつ低利の融資を受けることが可能	• 中小企業者のみ対象
	日本政策金融公庫による海外展開支援	• 海外にある子会社が現地金融機関から融資を受ける際の債務の保証を受けることが可能	• 流通合理化事業活動のみ対象
	食品等持続的供給推進機構による債務保証	• 民間金融機関から資金調達する際の債務の保証を受けることが可能	• 連携して計画を申請する農林漁業者や研究開発事業者も含めて対象
	指定金融機関による長期・低利の大規模融資	• 指定金融機関（日本政策投資銀行等）による、長期（５年以上）・低利の大規模（50億円以上等）融資を受けることが可能	• 大企業も対象 • 産業競争力強化法の事業適応計画又は事業再編計画の認定要件を満たす必要有
	中小企業投資育成株式会社による出資	• 資本金が３億円を超える場合でも中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能	• 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
税制特例	中小企業経営強化税制	• 設備投資を行う際、即時償却又は取得価額の最大10%の税額控除等を受けることが可能	• 中小企業等経営強化法の経営力向上計画の要件を満たす必要有
	カーボンニュートラル投資促進税制	• 脱炭素化と付加価値向上を両立する設備投資を行う際、5～14%の税額控除又は50%の特別償却を受けることが可能	• 産業競争力強化法の事業適応計画の認定要件を満たす必要有 • 環境負荷低減事業活動のみ対象
	事業再編時の登録免許税軽減措置	• 合併や会社分割、出資の受入れ等を行う際の登録免許税を軽減することが可能	• 産業競争力強化法の事業再編計画の認定要件を満たす必要有
その他	農研機構による設備等の供用等	• 技術の研究開発を行う際に、農研機構の保有する研究開発設備等（食品加工設備等）を利用することが可能	• 連携して計画を申請する研究開発事業者も含めて対象
	事業再編時の会社法等の手続き緩和特例	• 事業再編を行う場合の、現物出資等の円滑化等の会社法上の手続き緩和特例を受けることが可能	• 産業競争力強化法上の事業再編計画の認定要件を満たす必要有

４．関連法律について

特定事業者の指定基準等のポイント　※2026年４月施行予定

※合同会議取りまとめから抜粋

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者**（**特定事業者**）について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者	特定倉庫業者	特定貨物自動車運送事業者等
取扱貨物の重量　９万トン以上 （上位3,200社程度）	貨物の保管量　70万トン以上 （上位70社程度）	保有車両台数　150台以上 （上位790社程度）

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

○作成期間
- **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは５年に１度提出

○記載内容
（１）**実施する措置**
（２）実施する措置の**具体的な内容・目標**等
（３）実施**時期**　等

定期報告

○記載内容
（１）事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
（２）判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
（３）**荷待ち時間等**の状況【荷主等】

○荷待ち時間等の状況の計測方法
- 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
- 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能　等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞　※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- 中長期計画、定期報告等の作成
- **トラックドライバーの負荷軽減**と**トラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施**　等

改正物流効率化法に係る今後のスケジュール（想定）

- 2024年5月15日　物流改正法　公布
- 2024年6月～11月　第１回～第４回合同会議（規制的措置の施行に向けた検討・取りまとめ）
- **2024年11月27日**　**合同会議取りまとめ**を策定・公表
- 2025年１月・２月・３月　法律の施行①に向けた政省令の公布

- **2025年４月１日**　**法律の施行①**
 - 基本方針
 - 荷主・物流事業者等の努力義務・判断基準
 - 判断基準に関する調査・公表　等
- **2025年８月**　法律の施行②に向けた政省令の公布
- **2025年秋頃**　**判断基準に関する調査等**の実施

特定事業者の指定に向け
荷　主：取扱貨物重量の把握
トラック：車両台数の把握
倉　庫：保管量の把握

- **2026年４月１日**　**法律の施行②**
 - 特定事業者の指定
 - 中長期計画の提出・定期報告
 - 物流統括管理者（CLO）の選任　等
- **2026年５月末**　**特定事業者の届出～指定手続**
 - →荷主は、指定後速やかに**物流統括管理者の選任届出**
- **2026年10月末※**　**中長期計画**の提出　※初年度のみ。2027年度以降は７月末
- **2027年７月末**　**定期報告**の提出

定期報告に向け
・実施状況把握
・荷待ち時間等の計測

下請法改正について①（背景･趣旨等）

公正取引委員会、中小企業庁資料
「下請法･下請振興法改正法の概要」より抜粋

下請法改正の背景・趣旨等

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和８年１月１日

「2026年1月施行！～下請法は取適法へ～　改正ポイント説明会」（公正取引委員会）説明会資料より抜粋

下請法改正について②（主な改正事項）

主な改正事項　　施行期日　令和８年１月１日

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止　→　支払遅延に該当
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法 通称：下請法	▶	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

下請法改正について③（「面的執行の強化」の概要）

公正取引委員会、中小企業庁資料
「下請法・下請振興法改正法の概要」より抜粋

下請法の改正事項の概要

⑤ 面的執行の強化【新第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改正内容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。

